○農林水産省告示第千五百八十五号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年六月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第18452号 平成17年６月22日	平成18年２月15日	ホワイトフェアリー	あかり姫（ひめ）
第24112号 平成21年９月16日	平成21年11月30日	シェリー	CHEBARRIE

○国土交通省告示第七百二十九号

次の表の上欄に掲げる港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾（同法第四十三条の十一第二項の規定による二以上の国際戦略港湾の指定があった場合にあっては、当該二以上の国際戦略港湾。以下同じ。）における同法附則第二十項の規定による埠頭群の区分及び当該埠頭群の区分に係る同項第四号の規定による区域を、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり指定したので、同法附則第二十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

国際戦略港湾	港湾法附則第二十項の規定による埠頭群の区分	港湾法附則第二十項第四号の規定による区域
大阪及び神戸	港湾管理者が大阪市である埠頭群	大阪市が定めた港湾計画における効率的な運営を特に促進する区域から港湾管理者が大阪市である埠頭群の区域を除いた区域
	港湾管理者が神戸市である埠頭群	神戸市が定めた港湾計画における効率的な運営を特に促進する区域から港湾管理者が神戸市である埠頭群の区域を除いた区域

○海上保安庁告示第百五十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所　茨城県つくば市東一―一―一

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯二七度三五分東経一二七度三〇分、北緯二六度五五分東経一二七度一〇分、北緯二六度五五分東経一二九度、北緯二七度三五分東経一二九度二五分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十四年七月二十日から平成二十四年七月三十日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　十管区水路通報第二十六号（平成二十四年七月六日発行）、十一管区水路通報第二十七号（平成二十四年七月六日発行）

○海上保安庁告示第百五十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　仮屋磁気測定所前Ａ灯浮標

位置

所在地　仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北東方約一・九キロメートル

北緯　三四―三一―五三

東経　一三五―〇〇―一三

変更した事項

光度　実効光度八六カンデラ

変更年月日　平成二十四年四月二十九日

名称　仮屋磁気測定所前Ｅ灯浮標

位置

所在地　仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約一・四キロメートル

北緯　三四―三一―四六

東経　一三四―五九―五五

変更した事項

光度　実効光度八六カンデラ

光達距離　五・〇海里

変更年月日　平成二十四年四月二十九日

名称　仮屋磁気測定所前Ｇ灯浮標

位置

所在地　仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約一・八キロメートル

北緯　三四―三一―五五

東経　一三五―〇〇―〇五

変更した事項

光度　実効光度八六カンデラ

変更年月日　平成二十四年四月二十九日

名称　仮屋磁気測定所前Ｄ灯浮標

位置

所在地　仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約一・二キロメートル

北緯　三四―三一―三四

東経　一三四―五九―五六

変更した事項

光度　実効光度四七カンデラ

光達距離　四・〇海里

変更年月日　平成二十四年四月三十日

○海上保安庁告示第百五十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大畑港北防波堤灯台

位置

所在地　青森県大畑港（北防波堤外端）

北緯　四一―二四―四九

東経　一四一―一〇―〇四

変更した事項

光度　三八カンデラ

光達距離　四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル

変更年月日　平成二十四年五月二十一日

○海上保安庁告示第百五十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　印南港東防波堤灯台

位置

所在地　和歌山県日高郡印南町（印南港東防波堤外端）

北緯　三三―四八―四三

東経　一三五―一三―〇一

変更した事項

光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

変更年月日　平成二十四年五月二十二日